TEL 03(6402)9555 03(6402)9556 FAX

URL http://www.kojimaz.jp E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

新型コロナウイルスに伴い、従業員に対して見舞金を支給する場合

私は介護施設を経営していますが、介護サービスを実施する従業員については、5万円の → 見舞金を支給することとしました。この見舞金は、給与等として源泉徴収する必要があるの でしょうか?

解說

新型コロナウイルス感染症に関連して、従業員等に支給する見舞金は一定の条件を充たせば、 所得税法上、非課税所得に該当します。

非課税所得となる3つの条件

次の3つの条件に該当すれば、所得税法上、非課税所得に該当します。

- ①その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払いをうけるものであること。 心身に加えられた損害につき支払いを受けるものの具体例は下記です。
 - イ) 従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払いを受ける ものであること。
 - 口)緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる事業者の従業員等で次の いずれにも該当する者が支払いを受けるもの
 - i) 多数の者との接触を余儀なくされる業務に従事している者
 - ii) 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると 認められる者
- ②その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
- ③その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

2. 課税される所得となる場合

次のような場合は、非課税所得とはなりません。

- ① **緊急事態宣言が解除されてから**相当期間を経過して支給の決定がされたもの
- ②本来受けるべき給与等の額を減額したうえで、それに相当する額を支給するもの
- ③感染の可能性の程度等にかかわらず従業員に一律に支給されるもの
- ④感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員のうち特定の者にのみ支給されるもの
- ⑤支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの

要するに…

コロナ下で仕事に頑張っている社員に見舞金を渡す場合、一定の条件に該当しないと、給与 として課税されます。非課税となる条件を充たすように、支給額の決定方法や支給の仕方を 慎重に検討しましょう。